

地方独立行政法人大阪市立工業研究所排水管理規程

制定 平成20年4月1日 規程第10号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、下水道法（昭和33年法律第79号）等（以下「関係法令等」という。）に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）において発生する汚水の下水道への排出に関して必要な措置を定めることにより、関係法令等を遵守し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 役員、職員、受託研究員その他研究所に出入りする者をいう。
- (2) 排水 研究所の所有又は借用する敷地の外に排出される水をいう。
- (3) 研究廃液 研究活動に伴い発生した濃厚な原廃液、1次及び2次洗浄液、スクラバー洗浄廃液等をいう。

(遵守事項)

第3条 職員等は、次条の排水管理統括者、第5条の排水管理責任者その他関係者が実施する措置に協力し、この規程を遵守しなければならない。

第2章 組織

(排水管理統括者)

第4条 研究所に、排水管理統括者（以下「統括者」という。）を置く。

- 2 統括者は、理事長をもって充てる。
- 3 統括者は、研究所における排水の管理業務を統括するとともに、関係法令等及び研究所の所在する都道府県又は市区町村が定める条例、基準等を職員等に周知しなければならない。
- 4 統括者は、研究所においてこの規程を実施するために、地方独立行政法人大阪市立工業研究所排水管理要綱（以下「要綱」という。）を策定し、職員等に遵守させなければならない。

(排水管理責任者)

第5条 研究所に、排水を適正に管理するために排水管理責任者（以下「責任者」という。）を置く。

- 2 責任者は、理事長が指名する。

(排水管理委員会)

第6条 理事長は、排水の適正な管理に関する事項について調査審議するため、研究所に排水管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、理事長が指名又は委嘱する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長及び委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事長は、特別な事由があると認める場合は、委員長及び委員を解任することができる。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、統括者の諮問又は必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会で審議された資料及び委員会が必要と認める資料は、3年間保存する。
- 3 この規程に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

第3章 排水の管理

(排水)

第9条 職員等は、研究所において排水水を排水する場合は、その汚染状態を下水道法第8条に規定する放流水の水質の基準（以下「排水基準等」という。）以下にしなければならない。

- 2 責任者は、研究所の排水処理施設の運転管理を、適切に行わなければならない。

(研究廃液)

第10条 職員等は、有害な研究廃液を研究室、居室等の流し等から排出してはならない。

- 2 職員等は、研究所から有害な研究廃液を排出する場合は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所廃棄物管理規程の定めるところにより、排出しなければならない。

(その他の排水)

第11条 職員等は、排水基準等に定めがない場合においても、病原菌ウイルス、発ガン性物質その他人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれのある物質を含む排水水を、適切に処理しなければならない。

- 2 職員等は、難分解性物質その他排水処理施設の処理機能に障害をもたらす、又はもたらすおそれのある物質を含む排水水を、適切に処理しなければならない。

(排水水の測定)

第12条 責任者は、研究所の排水水の水質が排水基準等に適合していることを確認するため、定期的に、公共下水道等への排水水を採取し、汚染状態を測定し、その結果を記録しなければならない。

- 2 前項の規定による測定及びその結果の記録は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第15条に定めるところによる。
- 3 責任者は、第1項の規定による測定の結果が排水基準等に適合しないときは、統括者に報告するとともに、速やかに原因を調査し、適切な処置を講ずるものとする。
- 4 第1項の規定による結果の記録は、5年間保存する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。